

第6期 美幌町自治推進委員会（第1回）議案

と き 令和5年2月14日(火)

午後6時30分～

と ころ 美幌町役場 3階 議会第1・2委員会室

……次 第……

1 開 会

2 委員の委嘱

3 町長挨拶

4 会長・副会長の互選

5 議 題

(1)美幌町制施行100周年記念実施事業について(資料1～資料3)

(2)その他

6 閉 会

美幌町自治推進委員会について

1 委員会の設置目的及び役割

(1) 設置目的

自治基本条例を実効性のあるものにしていくために、条例の運用状況等を町民側からの立場で見守り、条例の適正な進行管理を図るため設置します。

(2) 役割

- ①自治基本条例に基づくまちづくりに関し、町長の諮問に応じて審議を行い答申します。
- ②自治基本条例に基づく制度及び条例の運用状況等について、自ら審議を行い町長に提言をします。

《美幌町自治基本条例抜粋》

(美幌町自治推進委員会)	
第 49 条	この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美幌町自治推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。
2	推進委員会は、町長の諮問に応じて審議を行い答申するものとします。
3	推進委員会は、前項に規定するもののほか、自ら次の事項を審議し、町長に提言することができます。
	(1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項
	(2) この条例の見直しに関する事項
	(3) 美幌町の自治の推進に関する基本的な事項
4	推進委員会は、委員 10 人以内をもって組織します。
5	委員の任期は 2 年とし、2 回まで再任されることができます。
6	推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

《美幌町附属機関に関する条例抜粋》

美幌町自治推進委員会 (美幌町自治基本条例(平成 23 年美幌町条例第 8 号))	・美幌町自治基本条例第 49 条第 2 項に基づく町長の諮問事項の審議及び答申 ・美幌町自治基本条例第 49 条第 3 項各号に規定する事項の審議及び提言	10 人以内	・自治について識見を有する者 ・町内に住所を有する者、町内で働き又は学ぶ者及び事業活動その他の活動を営む者のうち公募に応じた者 ・その他町長が適当と認める者	2 年	会長 副会長 委員 ※委員の互選	総務部
--	--	--------	--	-----	---------------------------	-----

第6期美幌町自治推進委員会名簿

(令和5年2月14日～令和7年2月13日)

No.	氏名	区分	推薦団体名	備考
1	西岡 巖	団体推薦	美幌町自治会連合会	
2	横山 直樹	団体推薦	美幌商工会議所	
3	田村 英樹	団体推薦	美幌商工会議所青年部	
4	鹿野 博志	団体推薦	美幌町農業協同組合	
5	志布 純子	団体推薦	美幌町男女共同参画プラン推進協議会	
6	横関 恵子	団体推薦	美幌町ボランティア連絡協議会	
7	加藤 春香	団体推薦	NPO 法人 美幌えくぼ福祉会	
8	佐々木 洋太	団体推薦	美幌ローターアクトクラブ	
9	熊崎 崇朗	一般公募		
10	佐藤 潤	一般公募		

事務局

No.	役職	氏名
1	総務部長	小室 保男
2	総務部政策課長	沖崎 寿和
3	総務部政策課 政策統計グループ主査	辻 宏美
4	総務部政策課 政策統計グループ	稲場 崇仁